

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	病院機能評価に係る受審料	12,650,000	-	令和4年5月31日 7月29日 8月12日 令和5年2月8日 2月17日 3月7日	-	公財	国認定	随意契約を継続：病院機能評価事業は、日本医療機能評価機構のみが実施しているため。	有
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金	18,292,000	-	令和4年4月27日 4月30日 5月27日 5月30日 6月27日 6月30日 7月27日 8月29日 8月31日 9月27日 9月30日 10月27日 10月31日 11月28日 11月30日 12月27日 令和5年1月27日 1月31日 2月27日 2月28日 3月27日 3月31日	-	公財	国認定	随意契約を継続：産科医療補償制度は日本医療機能評価機構が運営しているため。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額に記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。